

推進計画書

1 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続き等の運用改善を受け、建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取り組み方針を定めるものとする。

2 現状の分析等

(1) 審査に要する平均所要期間の把握・分析

	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数
非適判 物件	42	19	—	—	42	19
適判物 件	40	23	3	3	43	26

- ・ 分析対象：平成 22 年 3 月～5 月に確認済証を交付した建築物（4号建築物除く）
- ・ 実審査日数：総日数から中断日数を除いた日数

(2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析（適判物件・非適判物件毎）

- ・ ア 非適判物件
総日数の約 5 割が申請者等において補正・追加説明書の作成を行っている期間である。
- ・ イ 適判物件
総日数の約 4 割が申請者等において補正・追加説明書の作成を行っている期間である。

(3) 確認審査の流れ（適判物件・非適判物件毎）（消防同意手続きを含む。）

- ・ ア 非適判物件
①受付審査→②消防へ図書を送付→③意匠・設備審査、構造審査（並行審査）
- ・ イ 適判物件
①～③までアと同じ→④適判審査

(4) 確認審査の体制

- ・ ア 建築主事のもと、意匠・設備審査担当者及び構造審査担当者が審査を行っている。

(5) 事前相談

- ・ 申請者等からの求めに応じて、随時、実施している。

(6) ヒアリング

- ・ 審査中の指摘事項は、電話、ファックス等により内容の説明を行っている。

(7) 審査担当者間の調整

- ・ 審査に当たっては複数の審査担当者間で意見交換を行っている。

(8) 長期間かかっているものの理由

- ・ 補正又は追加説明書の指摘事項に対する申請者側の対応が時間を要している。

3 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動を確保しつつ建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて具体的な取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・ 確認図書の受付の時点で、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等を、申請者等がチェックしたチェックシート等により確認する。
- ・ 以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ア 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認めることが出来ないもの。
 - イ 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・ 確認図書の受付後、意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限等について概ね確認し、その後、速やかに構造審査と設備審査を並行して実施する。
- ・ 特に適判物件については、積極的に、構造計算適合性判定審査との並行審査を行うこととする。
- ・ 補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね 2 週間以内の一定期間とする。また、指摘事項の伝達は、原則まとめて示すが、申請者の便宜を踏まえ、分野ごとに個別に書面を交付出来ることとするが、すべての指摘でない旨を伝達する。

その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。
- ・ 指摘事項について担当者によるばらつきが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

- ・ 意匠審査担当（意匠審査・設備審査）、及び、構造審査担当（構造審査）相互に進捗状況の情報を共有するなど、円滑な確認審査を可能とするための審査体制について常に改善を図る。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・ 適判物件については、審査の手戻りを極力少なくするために、意匠審査や、意匠図・構造図等の整合性審査等を行い、並行審査に支障がなければ速やかに構造計算適合性判定機関に送付し並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・ 消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし消防部局と十分な調整や情報交換を行う。

(5) 建築確認円滑化対策連絡会議等における意見交換の実施

- ・ 神奈川県建築確認円滑化対策連絡会議に参加し、設計者、県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。
- ・ 神奈川県建築行政連絡協議会の場で情報交換・意見交換を行うことにより、審査上の課題解決を図る。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・ 建築指導課長が、物件毎の審査状況の進捗を把握し、目標を達成できるよう必要に応じて審査体制や審査方法について改善を図る。

5 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・ 円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理し審査期間の短縮に取り組むものとする。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・ 苦情について、一般的な対応である市長への手紙（メール等でも可）によるほか、建築指導課あてのメール、電話等により受け付けする。また、ホームページ上に苦情等の窓口として課のメール先、直通の電話番号を明示する。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のばらつき等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・ 寄せられた苦情については、審査担当において概ね月に一度整理し、建築指導課長の下実態の調査を行い、必要に応じてばらつき是正等を行うものとする。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・ 建築指導課長が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に出席する。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・ 日本建築行政会議や神奈川県建築行政連絡協議会等を通して、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

6 その他

(1) 推進計画書の公表方法

- ・ 市のホームページに掲載する。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施

- ・ 設計者等からの意見をもとに、必要に応じて意見交換を行う。

平成22年6月1日から施行する。